

厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会一般参考人公募要領

(趣旨)

第1条 この要領は、厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会一般参考人（以下「一般参考人」という。）の公募に関し、必要な事項を定める。

(応募の条件)

第2条 応募の条件は、次のとおりとする。ただし、ワクチン製造販売業者・卸売販売業者及びその関係者は応募できない。なお、原則議事は公開され、議事録も公開されるとともに、調査審議されるワクチンを製造販売する企業からの寄付金や契約金等の受取などの実績についても公開されることになる。

- (1) 予防接種に対して深い関心を持ち、公平・公正かつ積極的に議事に参加できること
- (2) 被接種者や保護者の立場から、特定のワクチン・領域に偏ることなく、広く予防接種施策の全般について発言できること
- (3) 日本国内に在住する20歳以上の方であること
- (4) 議事録に氏名や発言が記録され、HP等により公開されることについて、承諾できること
- (5) 平日に開催される会議に参加することが可能であること

(募集人員)

第3条 一般参考人は、1名程度とする。

(応募書類)

第4条 一般参考人の公募に当たっては、「厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会一般参考人応募用紙（別紙様式）」及び小論文の提出を求めるものとする。

(選考方法)

第5条

- (1) 一般参考人の選任に当たり、厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会一般参考人の選考に関する検討会（以下「検討会」という。）を設け、「厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会一般参考人選考基準」に基づき、選考を行う。
- (2) 書類による選考の後、検討会で面接による選考を行い、決定する。

(選考結果)

第6条

- (1) 書類による選考の結果については、面接選考対象者となった方にのみその旨を通知するものとする。
- (2) 面接による選考の結果については、本人に通知するものとする。

(参考人である期間)

第7条 第6条(2)に定める通知の日より2年間とする。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、公募に関して必要な事項については、別途分科会長と健康局健康課長が協議のうえ、定めるものとする。

附 則 この要領は、平成28年4月4日から施行する。

申込日 平成 年 月 日

『厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会』参考人 応募用紙

ふりがな			
氏名		性別	男・女
生年月日	明・大・昭	年	月 日生 歳
住所	(〒 -)		
職業又は勤務先			
連絡先	電話番号 - - (自宅・勤務先) ※日中連絡のとれる電話番号を御記入ください。 FAX番号 - -		
応募の動機			
自己PR			

